

貸付事業資金の運用収入等を使用して実施した事業について

「貸付事業資金」の運用収入等(454 百万円) は、平成 29 年度、以下の事業の実施に使用しました。

1. 貸付事業

海外における漁業合弁事業に必要な施設の購入等の設備資金及び関係沿岸国における漁業開発振興に寄与する事業等に必要な資金に関する貸付を行った。

2. 技術協力事業

(1) 関係沿岸国の漁業振興

関係沿岸国の水産振興に資するため専門家を派遣して水産関連施設の修理・修復及びメンテナンスに関する技術移転等を太平洋地域 9 か国、アフリカ地域 2 か国において実施した。また、関係沿岸国の水産振興に資するため、沿岸漁業振興、資源管理、増養殖等の協力に関する専門家を派遣し、必要な技術移転等を太平洋地域 3 か国及びアフリカ地域 1 か国において実施した。更に、関係沿岸国の水産業開発・振興に貢献するための機材を供与するとともに、適切な使用・管理方法に関する指導を太平洋地域 1 か国において実施した。

太平洋地域の国際機関に専門家を派遣し、関係国に対しまぐろ産業振興等に関する助言を行った。また、インド洋のまぐろ地域漁業管理機関に専門家を派遣し、関係国に対してまぐろ類資源の統計情報等の精度向上のための技術指導及び調査を実施した。

関係沿岸国政府又は関係団体や企業等からの推薦を得て、漁船員養成、水産技術者養成、水産指導者養成(資源管理、漁業管理及び持続的利用)の 5 コースで関係 24 か国から 39 名の研修生を受け入れ、水産に関する技術の研修を実施した。

我が国中小漁業者等が行う海外漁業協力事業の円滑な推進を図るため、中小漁業者団体等からの申請に基づき欧州地域 1 か国に 6 名の調査員を派遣し協力事業の可能性に関する調査及び協議を行った。また、我が国中小漁業者団体が関係沿岸国との取極に基づき欧州地域 1 か国において実施した漁

業開発振興のための水産関連機材の供与に要する経費の一部負担に協力した。

海外漁業協力事業の円滑な推進に資するため、延べ 116 名を海外漁業開発のための技術協力専門家として派遣した。また、関係諸国の漁業等に関する政策・動向等を把握するため各種の情報・資料を収集するとともに、これらの情報に基づき機関誌を発刊し関係者に提供した。更に、財団が実施した技術協力事業の評価を行い、評価の結果を技術協力事業の企画・立案等にフィードバックするとともに外部評価委員による外部有識者評価委員会を開催した。

(2) 海外漁業交流の促進支援

太平洋地域 3 か国から関係大臣等 9 名の要人を招請し、我が国漁業の実情視察、関係機関との協議及び漁業者との交流を行った。

我が国海外漁場の確保と海外漁業協力を一体的に推進するため職員等を太平洋地域 5 か国に派遣し、漁業協議及び交渉等を支援した。